

広島県訓令第2号

本 地 方 機 関 庁

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員以外の職員の場合）

行政職給料表	教育職給料表(三)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
7 級		5級の5号給以上	4 級		
6 級		5級の4号給以下			
5 級	4 級 3級の17号給以上		5 級	5 級	5 級
4 級		4 級	3 級	4 級	4 級
3 級	3級の16号給以下 2級の45号給以上	3 級	2 級	3 級	3 級
2 級	2級の37号給から44号給まで	2級の29号給以上	1級の13号給以上	2級の9号給以上	2級の5号給以上
1 級	2級の36号給以下	2級の28号給以下	1級の12号給以下	2級の8号給以下	2級の4号給以下
	1 級	1 級		1 級	1 級

備考 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、主任研究員又はこれと同等若しくは上位の職にある者については、3級57号給以上の職務は、行政職給料表4級に相当する職務として取り扱う。

別表第二（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員の場合）

行政職給料表	教育職給料表(三)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
7 級			4 級		
6 級		5 級			

5	級	4	級			5	級	5	級
4	級			4	級	4	級	4	級
3	級	2	級	3	級	3	級	3	級
2	級			2	級	2	級	2	級
1	級	1	級	1	級	1	級	1	級

備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。